

1月のごみ収集日について（お知らせ）

1月のごみ収集日程は、下記のとおりとなっておりますので、ご確認の上、きちんと分別して出してください。

◆1月のごみ収集日予定表（日付は1月の収集日です） 1月1日～3日は収集業務を休みます

地区名	越 河 斎 川 大 平	大鷹沢 白 川 小下倉	大鷹沢田中	福 岡 小 原	市街東北本線 東 側	鷹 巣	市街東北本線 西 側
ペットボトル (第1曜日)	4日(火)	4日(火)に変更	7日(金)	6日(木)	7日(金)	4日(火)に変更	5日(水)
びん類 (第2・第5曜日)	11日(火)	11日(火)に変更 31日(月)	14日(金)	13日(木)	14日(金)	11日(火)に変更 31日(月)	12日(水)
缶 (第3曜日)	18日(火)	17日(月)	21日(金)	20日(木)	21日(金)	17日(月)	19日(水)
プラスチック (第3曜日)	18日(火)	17日(月)	21日(金)	20日(木)	21日(金)	17日(月)	19日(水)
もやせないごみ (第4曜日)	25日(火)	24日(月)	28日(金)	27日(木)	28日(金)	24日(月)	26日(水)
紙 類	火	月	金	木	金	月	水
	4・11・ 18・25	17・24・ 31	7・14・ 21・28	6・13・ 20・27	7・14・ 21・28	17・24・ 31	5・12・ 19・26
もやせるごみ	火・金	月・木		月・水・木		火・水・金	
	4・7・ 11・14・ 18・21・ 25・28	6・13・17・20・24・27・31		5・6・12・13・ 17・19・20・24・ 26・27・31		4・5・7・ 11・12・14・ 18・19・21・ 25・26・28	

- 不忘・川原子地区のもやせるごみは、毎週水曜日に収集します。
- ごみは、必ず当日の朝8時30分までに集積所に出してください（収集車が回収する時刻に合わせての搬出や前夜出しはしないでください）。
- びんは、色により3種類（①透明、②茶色、③その他）に分けて、それぞれ資源の袋（赤）に入れ出してください。
- 缶類とプラスチック類は、それぞれに分けて資源の袋（赤）に入れ出してください。

◆祝日などによる収集日の変更について

- 大鷹沢・白川・小下倉、鷹巣地区では、資源ごみ（ペットボトル）を4日(火)に、びん類の第2曜日を11日(火)に収集日を変更します。お間違えのないようご注意ください。
- ◎市生ごみ資源化事業所（シリウス）は、1月4日(火)から平常どおり運転します。

平成17年度

市民税・県民税の申告相談 2月2日～3月15日

申告を必要とする方

今年の1月1日現在、市内に住所を有している方は、原則として申告書を提出しなければなりません。

〔該当される方〕

- 商業・農業・製造業などの事業を営んでいる方
- 譲渡・不動産・配当・利子・雑収入などの所得のあった方
- 給与所得または公的年金など（国民年金、厚生年金、農業者年金、各種共済組合年金など）による所得以外の所得のあった方
- 給与または公的年金などを2カ所以上から受け取っている方
- 給与所得者または公的年金等所得者で、事業所や公的年金等支払者が、給与支払報告書または公的年金等支払報告書を市に提出していない方

※収入のなかった方も、申告書の裏面に収入のなかった事由を書いて提出ください。税務署に所得税の確定申告書を提出される方や、給与支払報告書を市に提出されている方は申告の必要がありません。

所得別に受付窓口を分けます

待ち時間緩和のため、今年から2つの窓口に分けて受け付けします。

- ①「給与・年金のみの所得の方」
- ②「給与・年金以外に所得のある方」

申告に必要なもの

- ①所得状況が明らかな帳簿や領収書、またはこれらを確認できるもの（計算資料など）
 - ②配偶者・扶養親族などの収入額が分かるもの
 - ③医療費などの受領書
 - ④生命保険料・損害保険料などの控除証明書
 - ⑤印鑑
- ※農業所得・事業所得および不動産所得の計算書が必要な方は、各地区公民館または市庁舎1階税務課窓口にてお求めください。

所得税の確定申告

所得税の確定申告は、平成16年中の所得と、所得に対する所得税の納め過ぎや不足分を精算するための申告です。源泉徴収票や予定納税で

納め過ぎになっている方、給与所得などで雑損控除や医療費控除を受けられる方、年の途中で退職し、その後就職せずに年末調整を受けなかった方などは、確定申告をしなければ納め過ぎた税金が還付されません。

税金の還付申告をされる方は、1月4日以降であれば、税務署で申告を受け付けていますので、早めに申告ください。申告の際は、印鑑（預金通帳に使用のもの）と預金通帳（郵便貯金通帳可）を持参ください。

自書申告する方

所得税の確定申告は、申告納税制度の趣旨から確定申告書の「自書申告」を推進しています。自書申告を希望される方は、1月末から市庁舎1階税務課窓口にて申告書を用意していますのでご利用ください。なお、所得税の確定申告書を税務署に提出する方は、市・県民税の申告をする必要がありません。

市・県民税申告相談日程表

（受付 9:00～11:00 / 13:00～15:30）

相談日	曜日	相談会場	自治会		相談日	曜日	相談会場	自治会	
			午前	午後				午前	午後
2月2日	水	小原公民館	上戸沢、下戸沢、冷清水	赤井畑、大熊、塩倉	2月24日	木	福岡公民館	上原、下原、山ノ下	鎌先、弥治郎、大綱
2月3日	木		東、中北、新町	猿鼻、赤坂、湯元、明戸、小久保平	2月25日	金		沖	山根
2月4日	金	越河公民館	越河1区、2区	越河3区、4区	2月28日	月	市庁舎4階 大会議室	八宮、芹沢	蔵王、不忘、川原子
2月7日	月		越河5区、6区	越河7区、8区	3月1日	火		滝上、尾篭、岩ノ上	滝下
2月8日	火	白川公民館	越河9区、10区	(保守点検のため受け付けできません)	3月2日	水	市庁舎4階 大会議室	本町、中町、長町、亙理町	南町
2月9日	水		白川1区	白川2区、4区	3月3日	木		田町	短ヶ町、新町、中益岡、東益岡
2月10日	木	白川3区、5区	白川6区、7区	3月4日	金	市庁舎4階 大会議室	西益岡、寿町、清水小路	柳町	
2月14日	月	大鷹沢1区、2区、田中	大鷹沢3区、4区、6区	3月7日	月		本郷第1	旭町	
2月15日	火	大鷹沢5区、7区、8区	大鷹沢9区、10区、11区、12区	3月8日	火	本郷第2、本郷第4、郡山	本郷第3		
2月16日	水	大平2区、3-1区	大平1区、8区、城南の丘	3月9日	水	上郡山第一、上郡山第二	鷹巣、小下倉		
2月17日	木	大平3-2区、7区	大平4区、5区、6区	3月10日	木	緑が丘	寿山		
2月18日	金	斎川公民館	斎川1区、2区、3区	斎川4-1区、4-2区	3月11日	金	上記日程で申告できなかった方		
2月21日	月		斎川5区、6区	斎川7-1区、7-2区、8区	3月14日	月			
2月22日	火	深谷公民館	西区上、西区下	南区、東区	3月15日	火			
2月23日	水		北区、三住	(保守点検のため受け付けできません)					

- ◎3月11日・14日・15日は大変込み合いますので、なるべく指定した日での申告に協力ください。
- ◎地区公民館での申告日（2月中）は、担当職員全員が会場に移動しますので、市庁舎では申告を受け付けできません。ご了承願います。
- ◎2月8日(火)の午後および2月23日(水)の午後は、申告システムの保守点検のため申告を受け付けできません。ご了承願います。
- ◎この申告は、市民税・県民税が算定されるばかりでなく、国民健康保険税および所得証明書などの資料となる大変重要な手続きです。
- ◎市税の納付は口座振替が便利です。